

鳥取県手話言語施策推進計画

鳥 取 県

平成27年3月

(令和6年3月改定)

目次

はじめに	P 1
1 計画の位置付け、計画期間	P 2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画期間	
2 計画の検討経過	P 2
3 計画の理念	P 2
4 施策の基本的な考え方	P 2～3
(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を 通じたいろう者に対する理解促進	
(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり	
5 計画推進イメージ	P 3
6 手話言語施策推進方針	P 3～7
(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を 通じたいろう者に対する理解促進	
ア 地域、職場等における手話言語の普及	
イ 教育における手話言語の普及	
ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信	
エ デフスポーツを通じたいろう者への理解促進	
(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり	
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	
イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実	
ウ きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実	
エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進	
オ ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出	
カ ろう者が働きやすい環境づくり	
キ とっどりの手話言語の文化的発展	
ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり	
7 数値目標	P 7
8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿	P 8

はじめに



平成25年10月、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受け、鳥取県は全国に先駆けて手話言語条例を制定しました。以後、本県では手話が言語であるとの認識の下、様々な施策を通じて手話言語の普及を進め、ろう者と聞こえる人が共生する社会の実現に向けて取り組み、昨年、条例制定から10年の節目を迎えました。

これまで、県民向けミニ手話講座の開催、企業・団体の手話学習会開催の支援、学校における手話ハンドブックの配布や鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」の開設などを実施してきました。また、“手話の聖地”鳥取県で高校生が手話言語で思いを伝えようと熱演を繰り広げる「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を毎年開催し、昨年からはより多くの方に手話言語の魅力を体感していただける「とっとり手話フェス」も開催しています。

さらに、令和7年度は、ろう者の国際的なスポーツの祭典「東京2025デフリンピック」が我が国で初めて開催されますので、大会成功に向けた機運醸成を図るとともに、デフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解促進を図ってまいります。

手話言語の普及は、聞こえない・聞こえにくい・聞こえるに関係なく、地域、職場、学校教育など社会生活のあらゆる場面で交流を深めていくためにも重要です。また、ろう者と聞こえる人の橋渡しの役割を担う手話通訳者等の確保に努めるとともに、ろう者が積極的に社会に関わっていくことができる環境の整備も必要です。そして、行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話言語に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって進んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。

本県では、条例で定める理念実現のため、平成27年3月に「鳥取県手話施策推進計画」を策定し、多様な手話言語施策の基本方針等を定め、それに基づく施策を実施してきました。その後、平成29年9月の「あいサポート条例」の制定、令和4年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行に伴う、事業者による「合理的配慮の提供」の義務化と、県内外で大きく環境が変化しています。

県では、こうした環境の変化や、これまでの施策の現状と課題等を踏まえ、この度、本計画を「鳥取県手話言語施策推進計画」と改定し、今後はこの計画に基づき、手話言語施策をより一層、強力に進めてまいります。

なお、計画改定に当たって、鳥取県手話施策推進協議会の委員、オブザーバーの皆様方をはじめ、パブリックコメント等を通じ、多くの県民の皆様から貴重な御意見、御指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

鳥取県知事 平井 伸治

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 令和6年度から令和14年度まで

なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には随時見直しを行います。

2 計画の検討経過

本計画は第2期の計画となりますが、第1期の計画策定後、計画の進捗状況について毎年検証してきました。この度の計画改正に当たり、第1期の計画に係る検証結果やパブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約2年間、計5回にわたって議論を進めました。

令和4年	1月	手話施策推進協議会1	…	計画の改正の方向性を検討
令和5年	2月	手話施策推進協議会2	…	改正後の計画の概要案を検討
	8月	手話施策推進協議会3	…	改正後の計画の概要案を再検討
	11月	手話施策推進協議会4	…	改正後の計画案を検討
令和6年	2月	改正計画案に関するパブリックコメントを実施		
令和6年	3月	手話施策推進協議会5	…	改定計画最終案の決定 手話言語施策推進計画の改正

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話言語の普及を通じて、ろう者ときこえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、計画の理念を踏まえつつ、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進

共生社会の実現を目指すためにも、障がいの有無に関わらず誰でも等しく必要な情報を得られる環境を整えることが必要であり、手話言語は、ろう者にとって重要な意思疎通の手段であることから、国や地方自治体だけではなく、民間も一緒になって手話言語を普及していく取組を進めていくことが求められます。

また、人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話言語には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれており、手話言語を知り、理解を深めることが、ろう者が安心して暮らせる地域づくりにつながっていく

ます。

手話言語の普及及び手話言語による情報発信は、手話言語の表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者ときこえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうためのものとして、大切にしてい推進します。

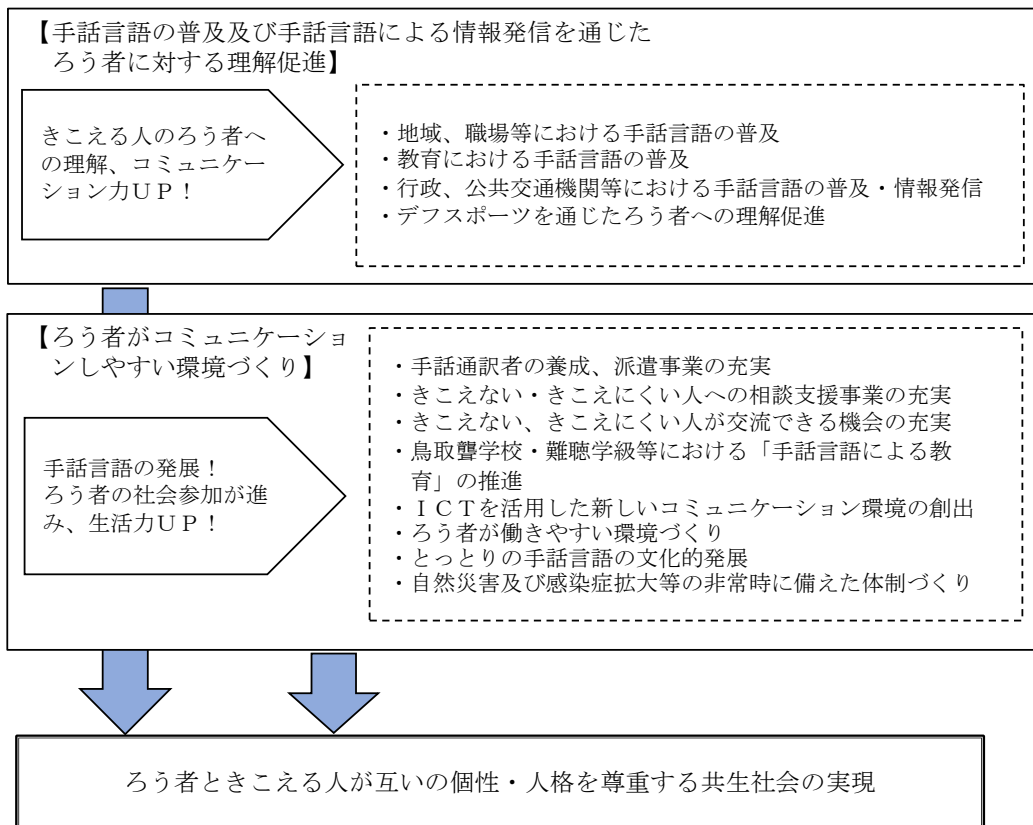
さらに、東京2025デフリンピック開催を機にデフスポーツを通して、ろう者への理解促進を図ります。

(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成やICTの活用などに努めていくことは、ろう者にとっての社会的障壁の除去、ろう者に対する合理的配慮の提供に寄与するものであることから、ろう者ときこえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 計画推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり計画推進イメージを示します。



6 手話言語施策推進方針

次のとおり、手話言語施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話言語の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者ときこえる人が簡単な手話言語で日常会話ができ、ろう者ときこえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話言語の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人々が手話言語に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園、とっとり手話フェス等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、きこえない・きこえにくい人も手話言語が学べる場づくりを進めます。

手話カフェ及びICTを活用した取組等の広がりを通じて、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めます。

また、民間企業における情報発信や各種イベントでの手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組みます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園及びとっとり手話フェスの開催、手話啓発イベントへの助成、きこえない・きこえにくい人の相談支援セミナー実施事業補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話検定等受験料助成制度、鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金等

【予定施策】 民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修での手話言語を使った情報発信の推奨及びきこえない・きこえにくいことへの理解啓発

イ 教育における手話言語の普及

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校（以下「小・中学校等」という。）において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童生徒と一緒に楽しみながら手話言語の普及を進めるとともに、デジタル教材を活用した学習にも取り組みます。

手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話言語の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話言語を学ぶ機会をつくります。

【実施施策】 手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック・鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」・手話ダンス動画「手話のWA」等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学习の推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定等

ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信

ろう者及び盲ろう者への理解、手話言語学習を進め、手話言語を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話が言語であることの周知啓発や、手話言語による情報発信を包括的に進めるとともに、行政窓口では、手話言語で対応可能な職員増を進めます。

また、パブリックコメントの意見募集における手話言語での対応や広報動画等に

おける手話言語への対応など、行政手続・サービスにおける手話言語への対応も進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での話通訳者配置、
〔再掲〕手話学習会開催事業費等補助金、行政による情報発信における手話言語動画の活用等

エ デフスポーツを通じたろう者への理解促進

東京2025デフリンピックに向けた機運醸成を図るとともに、大会成功に向けた支援を行うなど、デフリンピック開催を機にデフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解促進を図ります。

【実施施策】デフリンピック大会機運醸成事業

【予定施策】デフスポーツの推進及び理解・啓発

(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話言語の多様化・専門化に対応するため、現任研修及び専門研修等の更なる充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

さらに、手話通訳者の指導者の養成等を進めるとともに、手話通訳者等の健康管理を進めます。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者指導者養成研修への派遣、手話通訳者等の頸肩腕障がい予防対策等

イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、ろう者等が自己選択と自己決定ができるよう必要な支援を行うことにより課題解決を目指す相談支援事業を推進します。

【実施施策】相談支援事業、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』設置事業

ウ きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実

きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人が互いに交流できる機会を創出します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても交流機会の創出を検討します。

【実施施策】〔再掲〕鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話サークル等助成事業費補助金

【予定施策】スポーツ、文化活動等における手話ボランティアの交流推進

エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進

教職員の手話言語習得、手話言語技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、きこえない・きこえにくい子どもの保護者に対して医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、きこえない・きこえにくいことに対する理解の促進や手話言語を習得する機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校による小・中学校等への支援、教職員の手話検定等受験料助成制度、きこえない・きこえにくいことに対する理解と手話言語技術の向上、鳥取聾学校以外の県内教育機関との手話言語の普及に関する連携、新生児聴覚検査体制整備事業、〔再掲〕きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』設置事業等

オ ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話言語コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話言語コミュニケーション環境づくりを検討します。

さらに、民間企業が進めているAIによる手話画像認識・翻訳技術の確立に協力するとともに、確立後は、その技術の普及を進めます。

【実施施策】遠隔手話サービス、電話リレーサービスの地域登録の利用促進、ろう者向けICT学習会

【予定施策】AIによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及

カ ろう者が働きやすい環境づくり

きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業

【予定施策】民間企業等における電話リレーサービスの法人登録の利用促進、〔再掲〕民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修での手話言語を使った情報発信の推奨及びきこえない・きこえにくいことへの理解啓発

キ とつとりの手話言語の文化的発展

地域における新しい手話言語表現の創出、古い地域手話言語の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話言語表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とつとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

【予定施策】「とつとりの手話言語」等を活用した手話言語文化の保存・伝承の取組

ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり

ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話サービスを利用した意思疎通支援体制の強化、〔再掲〕電話リレーサービスの地域登録の利用促進、避難所におけるろう者対応の体制整備

7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	R4		R14目標	備考
登録手話通訳者数	65 人	→	102 人	手話通訳者派遣件数の伸び率等から推計
【関連施策】手話通訳者養成研修事業				
手話通訳者等設置事業人役	4.33 人役	→	4.50 人役	過去の実績から推計
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	780 件	→	1,400 件/年	過去の実績から推計
【関連施策】手話通訳者派遣事業				
手話講座等受講者数	734人/件	→	2,700 人/年	過去の実績から推計
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金				
鳥取県職員人材開発センター主催の手話講座の充足率		→	毎年 100 %	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催				
学校における手話言語の取組の実施率	93.8%	→	100 %	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定				

(参考1) 登録手話奉仕員数 115人(令和5年度)

(参考2) 登録手話通訳者数のうち、(公社)鳥取県聴覚障害者協会職員 R4年度：15人

8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者 団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会理事	戸羽 伸一	協議会長
	鳥取県東部聴覚障がい者センター相談員	下堂 蘭 里美	
	鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」主任	須崎 まり子	
関係者 団体	全国手話通訳問題研究会鳥取支部運営委員	野川 ひとみ	
	鳥取県手話サークル連絡協議会事務局長	田中 優子	
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会事務局次長兼総務部長	今岡 誠一	
事業者	グッドヒル株式会社仕上物流センター長	河村 雅仁	
教育	鳥取県立鳥取豊学校長	秋田 易子	
	鳥取県立岩美高等学校校長	辻中 孝彦	
オブザー バー	鳥取市福祉部障がい福祉課長	田川 新一	
	米子市福祉保健部障がい者支援課長	米田 克宏	
	NHK鳥取放送局企画編成部副部長	寺師 航	
	鳥取県病院局長	竹内 和久	
	鳥取県警察本部人材育成課長	賀須井 司	
	日本財団公益事業部国内事業審査チームリーダー	菊地 佐知子	